

平成 26 年 7 月 29 日
福祉部高齢社会対策課

第 6 期（平成 27～29 年度）練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
における検討課題の意見整理
「介護保険施設等の整備促進」

【総論】

このたびの介護保険制度改正において、特別養護老人ホームの入所者は原則要介護 3 以上の方とされた。できるだけ住み慣れた地域で、最後まで尊厳をもって自分らしい生活を送りながら老いていきたいという考え方を基本として、施設の整備目標数精査が必要である。

高齢者基礎調査においては、特別養護老人ホームの入所を希望しながら、当分は在宅生活を継続したいという入所待機者が最も多く、1 年以内・すぐに入所を希望する待機者を上回っている。そこで、入所希望者についても、介護者の状況や被介護者の現状などを踏まえて入所基準を見直し、より公平性・納得性の高い真に必要な待機者に対応する必要がある。また、特別養護老人ホームの入所基準の見直しに伴い、相談員の研修を行う必要がある。

介護老人保健施設は、ミドルステイの役割を果たせるための誘導策を検討する必要がある。

【施策別の提言】

1 介護保険施設等の整備

- (1) 特別養護老人ホームの入所基準の見直しにあたっては、主たる介護者や家族の状況に配慮したものになるようにすべきである。また、介護者の範囲や、同居、世帯の取り扱いについて留意する必要がある。
- (2) 特別養護老人ホームの入所待機者という概念整理が必要である。特別養護老人ホームの入所者が原則要介護 3 以上に限定される今回の改正点は、区民の不安をおおる可能性が高いため、例外規定も含めて丁寧に明記する必要がある。また、特別養護老人ホームを退所した人の介護や生活支援も配慮が求められる。
- (3) 特別養護老人ホーム入所待機者の入所順に関して、高い点数でも実際には入所できないのが現状である。入所順の公平性・開示性については、個人情報に配慮しながら、家族が納得し、不安が解消できるような対応を検討する必要がある。
行政が実施する緊急性基準については、例示により分かりやすい説明をすべきである。

- (4) 介護老人保健施設は、急性期から病状が安定し介護へと移行した高齢者にとって、医療・介護・リハビリなどにより在宅生活への復帰をめざすものである。さらに整備目標数について、精査する必要がある。
- (5) 介護老人保健施設は、ミドルステイという非常に重要な役割を担っているが、区内施設の半数は特別養護老人ホームの入所待機場所となっているのが現状である。本来の役割を果たせるような誘導策が必要である。
- (6) 介護療養型医療施設については、制度が平成29年度末で廃止とされているが、介護老人保健施設等への転換が必要である。
- (7) 特別養護老人ホーム等は、地域包括ケアシステムにおける施設の役割として、地域との交流が必要である。
- (8) 短期入所生活介護（ショートステイ）は、家族のレスパイトとしても機能していることから、在宅介護へ移行した後も要介護者と家族などの介護者をつなぐサービスとして留意する必要がある。
- (9) 介護付き有料老人ホームについては、高齢者の施設として一定の役割を担っているものもあることから、東京都の整備計画を注視していく必要がある。
- (10) 介護をする家族としては、一度入院した後の在宅介護の受入れは厳しく、また、介護者側の高齢化・少子化による介護者数の減少という現状のなかで、施設や病院、医療が必要な人の介護等をどのように区分けしていくのかみえてこない。介護者を支援する施設の在り方について検討する必要がある。

2 介護人材の育成・確保

- (1) 特別養護老人ホームの入所基準の見直しに伴い、相談員を対象とした研修をしっかりと行うべきである。
- (2) 高齢者福祉と障害者福祉との整合性をどのように図っていくか検討する必要がある。
- (3) 医療との連携が求められていく中で、介護人材と医療関係者との役割分担・連携についてさらなる調整が求められる。